

第 59 回 三木市ぶどう品評会 開催要領

- 1 趣 旨 : ぶどう栽培技術の向上と、三木ぶどうの振興を図るため、この品評会を開催する。
- 2 会 期 : 令和 7 年 9 月 5 日 (金)
- 3 会 場 : 三木市役所 みつきいホール
- 4 主 催 : 三木市・三木市園芸組合
- 5 事務局 : 三木市 産業振興部 農業振興課
- 6 出品規定
 - (1) 出品物は、三木市内で栽培・収穫されたジベレリン処理のマスカットベリー A 又はピオーネ、その他大粒系のぶどう品種とする。
 - (2) 出品は、2 kg ダンボール箱 2 箱を 1 点とし、1 箱あたり 3 房または 4 房を基準 (重さは箱込みで 2.3kg~2.6kg の範囲内)とする。
なお、箱の中にはエアーマットを敷くこと。
 - (3) 出品物は、主催者に帰属するものとし、返却はしない。
ただし、出品者に対し参加賞 (謝礼) を授与するものとする。
- 7 出品物の搬入
 - (1) 搬入 (受付) は、品評会当日の午前 9 時~午前 10 時までとする。
 - (2) 出品物は、受付で番号を記した標札をつける。
 - (3) その他については、受付係の指示を受けるものとする。
- 8 審 査
 - (1) 審査は、主催者が定める審査規程及び審査基準に基づいて、品評会当日の午前 10 時~午前 11 時に行う。
 - (2) 出品者は、審査の拒否又は審査に係る説明の強要、審査の決定に対して異議並びに不服の申立てをすることはできない。
 - (3) 審査中は、主催者及び審査員以外の者は会場に立ち入り禁止とする。
 - (4) 審査の結果、優秀なものに褒賞を授与する。

9 褒賞授与

- (1) 表彰式は行わない。
- (2) 受賞者への褒賞は、後日に各ぶどう園代表者より伝達する。
- (3) 出品物は、その成績により次の褒賞を授与する。

賞の種別	賞の名称	授与数
特賞	(1) 兵庫県知事賞 (三木市ぶどう品評会最優秀賞)	1点
	(2) 兵庫県議会議長賞	1点
	(3) 加東農林振興事務所長賞	1点
	(4) 加西農業改良普及センター所長賞	1点
	(5) 三木市長賞	1点
	(6) 三木市議会議長賞	1点
	(7) 三木市農業委員会会長賞	1点
	(8) 兵庫県果樹研究会会長賞	1点
	(9) 三木市園芸組合長賞	1点
	(10) 全農兵庫県本部長賞	1点
	(11) J A兵庫みらい組合長賞	1点
	(12) J Aみのり組合長賞	1点
優秀賞	優秀賞	15点以内

10 出品物の保管

出品物の保管については万全の注意を払って管理するが、審査その他不慮の事故による亡失、棄損など一切の損害に対し、主催者はその責任を負わない。

11 出品物の搬出

出品者は事由の如何を問わず、本会の承認又は指示なく出品物を搬出することは出来ない。

12 その他

この要領に定めのない事項で疑義が生じたときは、会長が決定する。

第 59 回 三木市ぶどう品評会 審査規定

- 1 審査は、兵庫県農林水産技術総合センター及び農業改良普及センター等関係者を以て行う。
- 2 審査は、審査基準に基づき、生産物の品質比較により優秀なものから順位を決定する。

3 入賞点数及び表彰

特 賞	(1) 兵庫県知事賞 (三木市ぶどう品評会最優秀賞)	1 点
	(2) 兵庫県議会議長賞	1 点
	(3) 加東農林振興事務所長賞	1 点
	(4) 加西農業改良普及センター所長賞	1 点
	(5) 三木市長賞	1 点
	(6) 三木市議会議長賞	1 点
	(7) 三木市農業委員会会長賞	1 点
	(8) 兵庫県果樹研究会会長賞	1 点
	(9) 三木市園芸組合長賞	1 点
	(10) 全農兵庫県本部長賞	1 点
	(11) J A兵庫みらい組合長賞	1 点
	(12) J Aみのり組合長賞	1 点

優秀賞 15 点以内

第 59 回 三木市ぶどう品評会 審査基準

審査は1点（2箱）ごとに以下の項目について行ない、総合的に優れたものから順位を決定する。

審 査 項 目
<u>出品規定に基づいているか。</u>
1箱の重さが規定重量（2.3～2.6kg）の範囲内か。
果粒の着色度合いは良いか。
果粒の肥大状況と揃いは良いか。
房のしまりは適当か。
箱全体での房の揃いは良いか。
傷など外観上問題が無いか。
その他特別な技術等が見られるか。